

お客様各位

2015年2月

(No.15007)

ポップリベット・ファスナー株式会社

産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」 先端設備(A類型)の証明書発行に関して

拝啓 時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 1 月 20 日に施行されました産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」により、以下 3 要件を満たす弊社の機械装置を期間内にご導入いただいた場合、税制措置(特別償却または税額控除)が受けられます。

1. 最新モデル要件

- ◇ 機械設備は 10 年以内に発売が開始されたもので、最も新しいモデル
- ◇ または、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

2. 生産性向上指標

- ◇ 最新モデルの 1 世代前モデルと比較して「生産性」が年平均 1%以上向上していること

3. 最低取得価格要件

- ◇ 機械装置として計上するものは単品 160 万円以上。

- 上記以外の条件により税制措置を受けられない場合があります。本税制措置の対象企業、対象の期間、また制度の概要や詳細については経済産業省ホームページにてご確認ください。経済産業省もしくはお近くの税務署へお問い合わせください。

弊社では同税制のうち「先端設備(A 類型)」に係り、税制で定められた条件を満たしている製品に対し、「証明書」を発行致します。

対象製品に関するお問い合わせや証明書発行のご依頼は、担当営業員へご連絡願います。

今後とも NPR は総合ファスニングシステムメーカーを目指し邁進しつづけますので、何卒ご高承のうえ、倍旧のご愛顧を賜ります様、宜しくお願い致します。